

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元（2019）年10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても対象事業所において加算算定を行っております。当該加算の算定を行うにあたり、下記の要件を満たしていることが必要とされています。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- 1 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること
- 2 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 3 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

※「見える化要件とは」2020年度からの算定要件で、介護サービス情報公表制度や自法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件	法人としての取組
入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	近隣の中学生の職場体験学習の受入れを行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	子育て・介護等の家庭事情や職員の体調等に配慮し、日勤帯のみでの勤務や曜日・シフト限定正規職員制度の導入と活用を行っている。
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	リフレッシュ休暇、リフレッシュ休暇手当を導入し職員が取得しやすい環境を整えている。
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	女性職員が抱える業務上の問題・悩みのなかで、男性には相談しづらい内容について、女性相談員を窓口女性ほっとラインを開設
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	リフト浴導入による入浴介助での人員や業務の効率化とともに、業務における職員の腰痛対策等負担軽減を図っている。
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	年次健康診断の実施、全職員対象のストレスチェックを毎年実施、その他全館禁煙、職員休憩室の確保など健康への配慮を行っている。
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	シフトごとの業務マニュアルを作成、タブレットを導入し業務での記録を簡略し現場職員の業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	朝礼昼礼や申し送りでの情報共有、ミーティングの実施で改善を図っている。